

2020年6月5日
日本機械輸出組合

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言解除後の対応について

5月25日に政府の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、さる5月12日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言延長への対応について」にてお知らせした対応措置を一部変更し、下記の通り業務を実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により随時変更もあり得ますので、予めご了解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事務局の業務体制

- (1) 勤務体制：6月8日（月）から平常の勤務体制にて業務を実施いたします。
- (2) 会議・セミナー等について
 - ▶ 当面の間、Web会議システムの活用により委員会・セミナーを開催することとします。
- (3) 情報配信について
 - ▶ 各グループからの各種情報について、当面の間、引き続き週一回程度でまとめた配信といたします。
- (4) 輸出管理相談業務（講師派遣を含む）について
 - ① 6月8日（月）から電話での相談を再開いたします。組合ホームページでの相談は従前通り受け付けております。
 - ② ご来訪いただいて面談での相談は当面中止いたします。面談での相談をご希望の方にはWeb会議システム等により対応いたします。
- (5) 貿易保険申し込み業務について
6月15日から、特定2年未満案件のNEXIへの申込みを通常取り扱いに戻します。
詳しくは当組合ホームページにて下記をご参照下さい。

※「機械設備包括保険（特定2年未満案件）の申込み取り扱いの変更について（緊急措置（1週2回の申込み）の終了について）」

<http://www.jmcti.org/hokeng/topics/pdf/200605.pdf>

(6) 書籍・刊行物の販売

- ① 引き続き当組合ホームページで購入の申し込みを受け付けております。
- ② 窓口での販売、お電話・FAXでの購入受付は引き続き停止いたします。

(7) お問い合わせ

電話、Eメールでのいずれでもお問い合わせに対応いたしますが、平常勤務復帰への移行調整中につき、回答にはお時間を頂くこともありますので予めご了解下さい。

その他ご質問

日本機械輸出組合総務企画グループ

03-3431-9507